

2025

七ヶ浜町子育て支援ガイドブック

宮城県七ヶ浜町

□目次

七ヶ浜町では子育て支援に関する情報をわかりやすく、使いやすく提供することを目的として、「子育て支援ガイドブック」を発行しました。本ガイドブックを活用し、子育てに関する不安の解消や疑問の解決にお役立てください。

1	子育て支援	P4
1)	子育て支援センターの紹介	
(1)	子育て情報発信	
(2)	すまいる広場	
(3)	あそぼ・あそぼ	
(4)	ヘザーのCircleTime、BabyCircleTime	
(5)	イベント	
(6)	お楽しみカード	
(7)	サークル支援	
(8)	子育てボランティア	
(9)	親子で美味しんぼ	
(10)	はまのおもちや病院	
(11)	マタニティ・ベビーヨガ	
(12)	つかってくだサイクル	
(13)	英語でDancing	
(14)	親育ちの広場	
(15)	子育て相談	
(16)	絵本の貸し出し	
(17)	すまいるカレンダー＆子育てヒント帳	
2	保育所・認定こども園・幼稚園	P5-6
1)	保育所・認定こども園	
2)	幼稚園	
3)	認可外保育施設	
4)	一時保育	
5)	まつぼっくり広場(心身障害児通園施設)	
3	小学校・中学校	P7-8
1)	小学校・中学校	
2)	就学時健診	
3)	就学援助	
4)	小学校入学祝金支給事業	
5)	託児サポート(ファミリー・サポート)	
6)	放課後児童クラブ	
4	緊急医療機関	P9-10
1)	塩釜地区休日急患診療センター	
2)	宮城県こども夜間安心コール	
3)	お母さんのための救急&予防サイト(こどもの救急ホームページ)	
4)	休日の救急歯科	
5)	二市三町医療機関一覧(救急告示病院)	
6)	町内医療機関一覧(アレルギー科・小児科)	
7)	関係機関連絡先一覧	

5 妊娠・出産

P11-12

- 1) 母子健康手帳の交付・妊婦健康相談
- 2) 妊婦一般健康診査
- 3) 妊婦家庭訪問
- 4) 出生届
- 5) 出産育児一時金の支給について
- 6) 赤ちゃん訪問
- 7) 産婦健康診査
- 8) 産後ケア事業
- 9) ママコール
- 10) 国民年金保険料の免除制度について
- 11) 国民健康保険税の免除制度について

6 乳幼児健康診査・集団健康相談

P13

- 1) 乳児一般健康診査
- 2) 乳児健康診査
- 3) 1歳児健康相談
- 4) 1歳6か月児健康診査
- 5) 2歳6か月児歯科健康診査
- 6) 3歳児健康診査

7 予防接種

P14-15

- 1) 定期予防接種
- 2) 任意予防接種
- 3) 予防接種を受ける際の注意

8 食育

P16

- 1) 親子食育教室
- 2) 小学生食育教室

9 各種手当・制度

P17-20

- 1) 児童手当
- 2) 子ども医療費助成
- 3) 母子・父子家庭医療費助成
- 4) 児童扶養手当
- 5) 特別児童扶養手当
- 6) 心身障害者医療費助成
- 7) 障害児福祉サービス
- 8) 障害児福祉手当
- 9) 宮城県ゆすりあい駐車場利用制度
- 10) 不妊検査費・不妊治療費助成事業

10 各種相談

P21-22

- 1) 乳幼児相談・訪問指導
- 2) 乳幼児発達相談
- 3) 子育て相談
- 4) すこやか健康相談(マタニティ〜キッズ)
- 5) 児童虐待の相談・連絡
- 6) 町外の相談機関
- 7) 各種電話相談

1 子育て支援

お子さんと一緒に「子育て支援センター」へ遊びに来ませんか？

1) 子育て支援センターの紹介

子育て支援センター ☎022-362-7731

子育て支援センターは、地域の親子(祖父母)の集いの場で、親子向けの遊び、子育て情報の発信、子育て相談など、いろいろな事業を実施しています。親子が安全に遊べる場、お友達作りの場、子育てに悩んだ時の相談の場として、気軽にご利用ください。ランチルームがあるのでお弁当やおやつ等の食事もできます。

- ◆ 所在地 七ヶ浜町東宮浜字東兼田 35-10
- ◆ 開所日 土曜、日曜、祝日、年末年始を除く平日
- ◆ 開所時間 9時～17時

番号	事業	内容
(1)	子育て情報発信	毎月、子育て支援センター便り(すまいる通信)を発行。行事案内、こどもの遊び、しつけなど、子育てに関するいろいろな情報をお届けします。子育てポータルサイトでは、行事の案内や様子を紹介しています。
(2)	すまいる広場	お子さんと一緒に、自由に遊べる広場で、保護者同士の情報交換、仲間作りの場にもなります。広い園庭には、遊具があります。夏はプールを開放します。
(3)	あそぼ・あそぼ	お散歩、玩具作り、季節の行事など、四季折々の遊びが体験できます。又、毎月のお誕生会があり、手作りのお誕生カードをプレゼントします。
(4)	ヘザーのCircleTime BabyCircleTime	国際交流員のヘザーと触れ合い遊びや、身体を使った遊びなど、親子で触れ合うひと時です。CircleTimeは1歳以上、BabyCircleTimeは0歳児が対象です。
(5)	イベント	秋は焼きいも会、冬はクリスマス会など季節にあわせたイベントを開催します。
(6)	お楽しみカード	子育て支援センターを利用しているお子さんに「お楽しみカード」を差し上げています。利用時にシールを貼って10個たまったらプレゼントがもらえます。
(7)	サークル支援	育児サークル、子育て支援サークルなどの紹介や活動の場の提供を行っています。
(8)	子育てボランティア	子育て中の方々を支えてくれるボランティアを随時募集し、行事等に参加していただきます。
(9)	親子で美味しんぼ	みんなで会食を楽しみます。メニューにより、親子クッキングもあります。
(10)	はまのおもちゃ病院	おもちゃドクターが壊れたおもちゃを治してくれます。
(11)	マタニティ・ベビー ヨガ	妊婦さんと0歳児親子を対象にした優しいヨガです。
(12)	つかってくだサイクル	使わなくなった子ども服やおもちゃなどを持ち寄り交換し合う会です。持込みしない方でも参加できます。
(13)	英語で Dancing	国際交流員と英語の歌やダンスをして、親子で英語に触れましょう。(未就学児対象)
(14)	親育ちの広場	救命救急講座、家庭教育セミナー、食育など子育てに役立つ講座を開催します。
(15)	子育て相談	子どもに対するしつけ、発達に関すること、親としての悩み、迷いなど、いつでも相談に応じます。
(16)	絵本の貸し出し	すまいる広場には、自由に見ることができる絵本や育児書・雑誌があり、希望する方には、貸し出しをしています。
(17)	すまいるカレンダー &子育てヒント帳	子育て支援センターの年間スケジュールと、子どものしつけや発達に関するワンポイントアドバイスを、冊子にして発行しています。

*各事業の詳細い日時、内容は、広報、すまいる通信、子育てポータルサイトに掲載していますのでそちらでご確認ください。

2 保育所(園)・認定こども園・幼稚園

待機児童ゼロを目指し、町内の保育所(園)、認定こども園、幼稚園により、安心して子育て出来る環境を提供します。

1) 保育所(園)・認定こども園(保育部分) 子ども未来課 児童福祉係 ☎022-357-7454

保育所(園)・認定こども園(保育部分)は保護者の就労、疾病、出産等の事由により、子どもを保育できない家庭のための児童福祉施設です。事前に【保育の必要性】の認定の手続きが必要です。

○認定の内容

区分	内容
2号認定	満3歳以上
3号認定	満3歳未満

○保育を必要とする事由

保育所(園)・認定こども園(保育部分)で保育を希望する場合(2号認定・3号認定)、以下の「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。

- ◆ 就労
- ◆ 妊娠・出産
- ◆ 保護者の疾病・障害
- ◆ 同居又は親族の介護・看護
- ◆ 災害復旧
- ◆ 就学(職業訓練校、専門学校等)
- ◆ 求職活動
- ◆ 虐待やDVのおそれがある
- ◆ 育児休業取得中に、既に保育を利用していて継続利用が必要であること
- ◆ その他、上記に類する状態で町が認めたもの

○申請の流れ

- ◆ 【保育所(園)を希望する場合】
 - ①町(子ども未来課)に認定の申請をする(同時に入所(園)申請が可能)
 - ②町から認定証が交付される
 - ③施設での入所(園)の手続き(面談など)

※例年11月頃に、翌年度の新規入所(園)申請書類の配布を開始します(広報等でお知らせ)。それ以外は随時受付致します。
- ◆ 【認定こども園(保育部分)を希望する場合】
 - ①希望する施設に直接申し込む
 - ②施設から入園の内定を受ける
 - ③施設を通じて利用のための認定の申請をする
 - ④町から認定証が交付される
 - ⑤施設での入園の手続き(面談など)

※例年10月頃に、翌年度の新規入所(園)申請書類の配布を開始します(広報等でお知らせ)。それ以外は随時受付致します。

○保育所(園)及び認定こども園(保育部分)

施設名	定員	所在地	電話番号
遠山保育所	90	遠山4丁目3-15	022-366-0444
アイグラン保育園汐見台	60	汐見台7丁目1-2	022-357-6711
認定こども園遠山こども園(保育部分)	75	遠山1丁目1-29	022-385-5090
認定こども園汐見台こども園(保育部分)	55	汐見台3丁目3-43	022-762-7420

○保育料

- ◆ 3～5歳児クラスの児童は、保育料は無償ですが、副食費がかかります。(非課税世帯などは、副食費も免除になります)
- ◆ 0～2歳児クラスの児童は、保護者の収入により、保育料(給食費込み)が算定されます。

2) 認定こども園(幼稚園部分)・幼稚園

子ども未来課 児童福祉係 ☎022-357-7454

認定こども園(幼稚園部分)・幼稚園は満3歳から就学前までの子どもが、初めて集団生活を体験できるところです

お友達や先生と出会うことによって、思いやりや情緒豊かな心を養うことができます。

入園手続きについては、各認定こども園(幼稚園部分)・幼稚園へお問い合わせください。

○町内の認定こども園(幼稚園部分)及び幼稚園

施設名	定員	所在地	電話番号
認定こども園遠山こども園 (幼稚園部分)	45	遠山1丁目1-29	022-363-0037
認定こども園汐見台こども園 (幼稚園部分)	45	汐見台3丁目3-43	022-357-5731
和光幼稚園	40	花淵浜字寺坂12	022-357-2608
第二柏幼稚園	105	東宮浜字笹岩16-15	022-364-7444

○保育料

無償ですが、副食費等は、別途かかります。(非課税世帯は副食費が免除になります。)

○預かり保育

就労等の事由※で、預かり保育を利用する場合、利用料が軽減されます。事前に、各認定こども園(幼稚園部分)・幼稚園を通して申請してください。

※保育所(園)・認定こども園(保育部分)…保育を必要とする事由を参照。

3) 認可外保育施設

子ども未来課 児童福祉係 ☎022-357-7454

現在、町内に該当する施設はありません。

○保育料補助

保護者が就労等による保育の必要性があり、町内外の認可外保育施設を利用している満3歳以上の児童の保育料が軽減されます。事前に、子ども未来課にて申請してください。

4) 一時保育

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

一時的に保育が必要になった方を対象にした保育事業です。利用する前に子ども未来課にて登録が必要です。(土、日曜、祝日、年末年始は休み)

◆ 私的理由保育 私用、リフレッシュ等理由を問わず、週2回まで利用できます。

◆ 特定保育 就労、就学等で、週3回まで利用できます。

◆ 緊急保育 入院、看護、出産等で、2週間まで利用できます。

◆ 対象年齢 生後1年～未就学児童

※登録年度4月1日時点での年齢になります。

◆ 実施場所 遠山保育所内かきのみ組 電話 022-353-7507

◆ 利用料金 3歳未満 1,300円

3歳以上 1,000円

午前保育 700円

給食代 300円

◆ 保育時間 一日保育 8時30分～17時

午前保育 8時30分～12時30分

◆ 一時保育体験利用券 一時保育に初めて登録される方に一時保育体験利用券を発行します。

対象年齢及び利用期間 3歳の誕生日前日まで

保育時間 9時～12時30分まで(給食あり)

5) まつぼっくり広場(心身障害児通園施設)

子育て支援センター ☎022-362-7731

心身の発達がゆるやかな児童が、親子で利用する施設です。

1日のプログラムの中で、心身の発達や、基本的な生活習慣の自立を促します。隣接する子育て支援センターとの交流も行っています。事前に登録が必要です。

◆ 対象年齢 0歳から就学前

◆ 実施場所 まつぼっくり広場(東宮浜字東兼田35-10 電話 022-362-7731)

◆ 開園日時 9時～15時 (土曜、日曜、祝日、年末年始を除く平日)

3 小学校・中学校

本町の恵まれた地域資源をいかし、次世代を担う子どもたちの能力を伸ばし育みます。

1) 小学校・中学校

教育総務課 ☎022-357-7440

○町内の小学校・中学校

学校名	所在地	電話番号
亦楽小学校	代ヶ崎浜字細田 54-1	022-357-2521
松ヶ浜小学校	松ヶ浜字神明裏 52	022-357-2211
汐見小学校	汐見台三丁目 1-3	022-357-5151
七ヶ浜中学校	吉田浜字小浜 7-1	022-357-2843
向洋中学校	遠山一丁目 9-18	022-356-8151

2) 就学時健診

教育総務課 ☎022-357-7440

小学校入学予定のお子さんについて、10月上旬に就学時健診の通知書等を保護者に配布します。通知書(ハガキ)は、町内幼稚園、町内保育所(園)、一部の町外幼稚園にはその施設から、それ以外の方には個別に通知します。また、事前に連絡のあった方にも個別に通知します。

3) 就学援助

教育総務課 ☎022-357-7440

経済的な理由により、小学校・中学校への就学が困難と認められる児童・生徒の保護者で、援助を希望する方に対して、学用品費、給食費等の就学上必要な経費の一部を援助しています。

○対象となる方

- ◆ 生活保護を受けている世帯
- ◆ 前年度または当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止または廃止になった世帯
- ◆ 当該年度において町民税非課税世帯
- ◆ 児童扶養手当を受けている世帯
- ◆ その他特に援助が必要であると認められる世帯

○申請時期・申請方法

教育総務課にて随時受け付けています。ただし、認定された月からの月割りで支給されますのでお早めに申請してください。就学援助の認定(認定・否認定)は年度ごとに行いますので、前年度に認定を受けた方でも毎年度申請が必要になります。

なお、新入学用品費の入学前支給は、入学前の1月頃の申請となります。

4) 小学校入学祝金支給事業

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

小学校に入学する第3子以降の児童を養育し、七ヶ浜町内に居住する保護者に対し、祝金を支給します。

- ◆ 支給額 入学児童一人につき 30,000円
- ◆ 基準日 5月1日

※第3子以降の児童とは、入学祝金支給年度の5月1日に、保護者において養育されている子ども(働いている又は結婚している子どもは除く)のうち、出生の早い順より3番目以降の児童をいいます。

5) 託児サポート(ファミリー・サポート)

七ヶ浜町社会福祉協議会 ☎022-349-7781

子育てを地域でお手伝いし、支え合いができるよう「子育ての援助を受けたい方(利用会員)」と「子育ての援助を行いたい方(協力会員)」が会員登録し、事務局がお互いの希望を調整しながら、託児サポート協力員さんが迎えや預かりの支援を有償で行います。

- ◆ 対象 町内に住む、概ね 1 歳から小学校 3 年生まで(乳児については、要相談)
- ◆ 利用時間 7 時～21 時
- ◆ 利用料金

平日	7 時～19 時	1 時間あたり	600 円
平日	19 時～21 時	1 時間あたり	700 円
土日祝	7 時～19 時	1 時間あたり	700 円
土日祝	19 時～21 時	1 時間あたり	800 円

6) 放課後児童クラブ

子ども未来課 児童福祉係 ☎022-357-7454

七ヶ浜町立小学校の児童で、下校後保護者等が家庭にいない児童を対象に、授業終了後や長期休暇時に遊びや生活指導等を行いながら健全な育成を図ります。使用基準があり申請が必要です。

放課後児童クラブ	定員	所在地	対象
はまぎく	80	汐見台三丁目 1-3	汐見小学校児童
はまぎく(汐見小学校多目的ホール)	40	汐見台三丁目 1-3	汐見小学校児童
さくら	70	代ヶ崎浜字細田 54-1	亦楽小学校児童
まつかぜ	50	松ヶ浜字神明裏 70-1	松ヶ浜小学校児童
まつかぜ分館	12	松ヶ浜字神明裏 52	松ヶ浜小学校児童

- ◆ 使用時間
 - [平日] 下校後～18 時 30 分
 - [土曜日] 8 時 00 分～18 時 30 分
 - [長期休暇時] 8 時 00 分～18 時 30 分
- ◆ 休館日
 - 日曜日・祝日・お盆休み(8 月 14 日～16 日)
 - 年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
- ◆ 使用料
 - 月額 2,500 円 ※日割り計算は行いません。
 - 使用料とは別に、放課後児童クラブ毎に保護者会費等(おやつ代)などの実費分を負担いただく場合があります。

4 緊急医療機関

医療機関が休診のときに診療しています。すぐに受診が必要か迷う時は、対処法などの電話相談に応じています。

1) 塩釜地区休日急患診療センター

☎022-366-0630

- ◆ 所在地 塩竈市錦町 7-10(国道 45 号線沿い 塩竈市立第三小学校の向かい側)
- ◆ 診療日 日曜・休日(国民の祝日)・年末年始(12 月 31 日～1 月 3 日)
- ◆ 受付時間 8 時 45 分～11 時 30 分 13 時～16 時 30 分
- ◆ 診療日 土曜日(休日に当たる日を除く)
- ◆ 受付時間 18 時 30 分～21 時 30 分

☎022-212-9390 プッシュ回線以外の固定電話・PHS 等用

2) 宮城県こども夜間安心コール

☎#8000 プッシュ回線の固定電話、携帯電話※PHS 不可

お子さんの急な発熱・急なケガのとき電話相談をお受けします。

- ◆ 対象 概ね 15 歳までのこどもの保護者
- ◆ 相談時間 毎日 19 時～翌日 8 時まで
- ◆ 相談対応内容 こどもの急な病気及び事故への応急方法に関する助言等
- ◆ 相談対応者 看護師

3) お母さんのための救急&予防サイト(こどもの救急ホームページ)

夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を提供します。

- ◆ 対象 生後 1 か月～6 歳まで
- ◆ 作成 厚生労働省研究班/公益社団法人日本小児科学会
- ◆ アドレス <http://kodomo-qa.jp>



4) 休日の救急歯科(塩釜歯科医師会ホームページ)

- ◆ アドレス <http://www.shioshi.jp>
- ◆ 受付時間 9 時～15 時
- ◆ 実施場所 広報「しちがはま」に掲載しています。



休日の
救急歯科



広報
「しちがはま」

5) 二市三町医療機関一覧(救急告示病院)

(順不同)

名称	所在地	電話番号
宮城利府掖済会病院	利府町森郷字新太子堂 51	022-767-2151
塩竈市立病院	塩竈市香津町 7-1	022-364-5521
坂総合病院	塩竈市錦町 16-5	022-365-5175
赤石病院	塩竈市花立町 22-42	022-362-8131
松島病院	松島町高城字浜 1-26	022-354-5811
仙塩利府病院	利府町青葉台 2-2-108	022-355-4111

6) 町内医療機関一覧（小児科）

診療所名	電話番号	所在地
かしま田園クリニック	022-357-7531	七ヶ浜町松ヶ浜字謡 137-20
汐見台クリニック	022-357-5536	七ヶ浜町汐見台南 1-1-5
新仙台湾鈴木診療所	022-364-5833	七ヶ浜町境山 2-7-14

（自治体別五十音順）

参考：「宮城のお医者さんガイド」 <http://medinf.mmic.or.jp/> (2023/3/31)



7) 関係機関連絡先一覧

施設名・担当課	電話番号	所在地
○七ヶ浜町役場		
子育て支援センター	022-362-7731	〒985-0804 七ヶ浜町東宮浜字東兼田 35-10
子ども未来課	022-357-7454	〒985-8577 七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1 (七ヶ浜町役場内)
町民生活課（戸籍住民係）	022-357-7445	
町民生活課（国保年金係）	022-357-7446	
健康福祉課	022-357-7449	
○宮城県		
仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	022-363-5507	〒985-0003 塩竈市北浜 4-8-15

5 妊娠・出産

妊娠・出産は、女性にとって大きなドラマです。体調の変化が起こりやすいときです。健診や相談などを活用して、ゆったりとした気持ちで過ごせるといいですね。

1) 母子健康手帳の交付・妊婦健康相談 子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

申請により、母子健康手帳と妊婦一般健康診査助成券及び乳児健康診査票を交付し、すこやかな妊娠・出産を迎えられるよう相談に応じます。

- ◆ 対象 七ヶ浜町民である妊婦
- ◆ 必要なもの 妊娠届・マイナンバーがわかるもの

2) 妊婦一般健康診査 子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

助成券を利用して、指定医療機関で妊婦健康診査が受けられます。また里帰り分娩等により、他県で受診予定の方は健診受診後、申請により一部助成がありますのでお問い合わせください。

- ◆ 対象 七ヶ浜町民である妊婦
(受診券は、母子健康手帳交付時または転入時に交付します。)

3) 妊婦家庭訪問 子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

必要な時に保健師がご自宅に訪問し、妊婦が安心して出産に臨むことができるよう相談に応じます。

- ◆ 対象 七ヶ浜町民である妊婦

4) 出生届 町民生活課 戸籍住民係 ☎022-357-7445

生まれた日を含めて 14 日以内(14 日目が土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日まで)に届出ください。

- ◆ 届出人 父または母
- ◆ 必要なもの 母子健康手帳 医師からの出生証明書
- ◆ 届出窓口 本籍地、出生地または届出人の所在地

5) 出産育児一時金の支給について 町民生活課 国保年金係 ☎022-357-7446

七ヶ浜町国保の被保険者が出産したとき、七ヶ浜町から出産育児一時金の支給を受けることができます。

- ◆ 支給額 1 人につき 500,000 円
- ◆ 支給方法 七ヶ浜町から医療機関などへ出産育児一時金を直接支払う仕組みになります (=直接支払制度)。そのため、役場窓口での出産育児一時金の申請は原則不要です。

※出産費用が支給額を超える場合は、その差額分は医療機関へお支払いください。

※出産費用が支給額に満たない場合は、役場窓口で申請をすることで、その差額分の支給を受けることができます。

※直接支払制度を利用しない、またはできない場合は、医療機関に出産費用の全額を支払ったのち、役場窓口で申請することで、出産育児一時金が支給されます。申請方法などは町民生活国保年金係までお問い合わせください。

6) 新生児訪問 子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

助産師や保健師がご自宅に訪問し、お母さんの心身の健康や赤ちゃんの発育、発達、育児に関する相談に応じます。

- ◆ 対象 生後 1 か月ごろのお子さんとお母さん
- ◆ 周知方法 出生届時にお知らせの上、日程については後日電話連絡します。

7) 産婦健康診査

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

出産後2週間頃と出産後1カ月頃に受けるお母さんの健診の費用を助成します。

◆対象 セケ浜町民である産婦

8) 産後ケア事業

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

出産後の母体の休養・育児や授乳に関する悩みや不安について相談・乳房ケアなどを受けることができます。(有料)

◆対象 セケ浜町民である産婦(産後1年以内)

詳しくは、町ホームページをご覧ください。⇒



9) ママコール

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

妊産婦の心身の健康や、赤ちゃんの発育・発達、育児に関することなどの電話相談を行います。

◆ 相談日時(随時受付) 平日 8時30分～17時15分

10) 国民年金保険料の免除制度について

町民生活課 国保年金係 ☎022-357-7446

国民年金第1号被保険者が出産した際、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間として認められた期間は、保険料を納めたものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

◆ 免除される期間

出産予定月又は出産月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定月又は出産月の3か月前から最大6か月間)の免除となります。

◆ 届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能です。届出の期限はありません。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産・流産・早産された方を含みます)

11) 国民健康保険税の免除制度について

税務課 住民税係 ☎022-357-7452

セケ浜町国保の被保険者が出産した際、出産前後の一定期間の国民健康保険税が免除されます。産前産後期間として認められた期間は、その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から相当分が免除されます。

◆ 免除される期間

出産予定月又は出産月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定月又は出産月の3か月前から最大6か月間)の免除となります。

◆ 届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能です。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産・流産・早産された方を含みます)

6 乳幼児健康診 査・集団健康相談

お子さんの発育や発達には個人差が大きく、個性もあります。健診を定期的に受け、お子さんの成長をともに確認していきましょう。

1) 乳児一般健康診査

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

乳児の健やかな発育・発達を確認するため、2 か月児と 8～9 か月児に乳児一般健康診査を行っています。母子健康手帳別冊にとしてある乳児一般健康診査票を指定の医療機関に提出すると、各健康診査を無料で受けられます。

- ◆ 対象 セブシ市民である 2 か月児と 8～9 か月児
- ◆ 受付 2 か月児と 8～9 か月児の乳児一般健康診査票は母子健康手帳
 交付時に配布する母子手帳別冊に綴じてあります。

(転入時など、乳児一般健康診査票のみの交付も随時受付します。)

2) 乳児健康診査

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

生後 3～5 か月を対象に、発育・発達の確認と育児についてのアドバイスをするため、身体計測、発達チェック、診察、個別相談を行います。また、乳児の月齢にあわせて、適切に離乳食を進めることができるように支援します。

- ◆ 内容 乳児の身長・体重計測、保健師による発達チェック、医師による
 内科診察、保健師・栄養士の集団指導・個別指導等を行います。
- ◆ 対象 セブシ市民である 3～5 か月の乳児

3) 1 歳児健康相談

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

1 歳児を対象に、発育・発達の確認と育児についてのアドバイスをするため、保健師・栄養士による個別相談を行います。

- ◆ 対象 11 か月～1 歳 1 か月児

4) 1 歳 6 か月児健康診査

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

1 歳 6 か月児を対象に、発育・発達の確認と育児についてのアドバイスをするため、身長・体重の測定、内科及び歯科診察、発達チェック、保健師・栄養士・歯科衛生士による個別相談を行います。

- ◆ 対象 1 歳 6 か月～2 歳の誕生日前まで

5) 2 歳 6 か月児歯科健康診査

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

口腔機能の発達が著しい 2 歳 6 か月児を対象に、歯科疾患予防のアドバイスをするため、歯科診察、刷掃指導、保健師・栄養士・歯科衛生士による個別相談を行います。

- ◆ 対象 2 歳 6 か月児～2 歳 7 か月児

6) 3 歳児健康診査

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

3 歳 5～6 か月児を対象に、発育・発達と育児についてのアドバイスをするため、身体計測、尿検査、聴覚検査、視力検査、発達チェック、内科及び歯科診察を行います。また保健師・栄養士・歯科衛生士による個別相談を行います。

- ◆ 対象 3 歳 5 か月～4 歳の誕生日前まで

7 予防接種

お子さんの予防接種の予診票を発行します。予防接種はお子さんをさまざまな感染症から守るためにとても大切です。近年では、予防接種の種類も増え、スケジュールが複雑になっています。わからないことがある場合はお気軽にお問い合わせください。

1) 定期予防接種

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

- ◆ 感染力が強く予防の必要性が高い、法律で定められた予防接種です。
- ◆ 公費負担で予防接種が受けられる対象年齢・接種時期・回数などが定められています。

予防接種(対象疾患)	対象年齢・対象月齢	回数	接種間隔
ロタ	1 価(ロタリックス): 生後 6 週から 24 週まで	2 回	27 日以上の間隔を置いて 2 回
	5 価(ロタテック): 生後 6 週から 32 週まで	3 回	27 日以上の間隔を置いて 3 回
ヒブ(Hib 感染症) (※1)	生後 2 か月から 5 歳(誕生日前日)まで	4 回	初回接種開始月齢により異なります
小児肺炎球菌(PCV13) ※R6.4.1~PCV15 も同様	生後 2 か月から 5 歳(誕生日前日)まで	4 回	初回接種開始月齢により異なります
B 型肝炎	生後 2 か月から 1 歳未満	3 回	
四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) (※1)	1 期初回: 生後 2 か月から 7 歳 6 か月まで	3 回	20 日以上の間隔を置いて 3 回
	1 期追加: 生後 2 か月から 7 歳 6 か月まで	1 回	1 期初回(3 回)終了後 6 月以上の間隔を置いて 1 回
五種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ) (※2)	1 期初回: 生後 2 か月から 7 歳 6 か月まで	3 回	20 日以上の間隔を置いて 3 回
	1 期追加: 生後 2 か月から 7 歳 6 か月まで	1 回	1 期初回(3 回)終了後 6 月以上の間隔を置いて 1 回
BCG(結核)	1 歳(誕生日前日)まで (標準時期は、生後 5 か月~8 か月まで)	1 回	
麻しん・風しん (麻疹・風疹)	1 期: 1 歳から 2 歳(誕生日前日)まで	1 回	
	2 期: 小学校入学前年度の 1 年間 (4 月 1 日~3 月 31 日まで)	1 回	
水痘	1 歳から 3 歳(誕生日前日)まで	2 回	3 月以上の間隔を置いて 2 回(標準: 6~12 月までの間隔)
日本脳炎	1 期初回: 生後 6 か月から 7 歳 6 か月 (標準: 3 歳から 4 歳の誕生日前日まで)	2 回	6 日以上の間隔を置いて 2 回
	1 期追加: 生後 6 か月から 7 歳 6 か月 (標準: 4 歳から 5 歳の誕生日前日まで)	1 回	1 期初回(2 回)終了後、6 月以上の間隔を置いて 1 回
	2 期: 9 歳から 13 歳(誕生日前日)まで (標準: 9 歳から 10 歳の誕生日前日まで)	1 回	
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11 歳から 13 歳(誕生日の前日)まで	1 回	
子宮頸がん予防(ヒトパピローマウイルス感染症)	2 価 HPV ワクチン: 小学 6 年から高校 1 年相当の女子 (標準: 中学 1 年相当女子から)	3 回	(1 回目を 0 月として以降 1 月後に 2 回目、1 回目を 0 月として以降 6 月後に 3 回目)
	4 価 HPV ワクチン: 小学 6 年から高校 1 年相当の女子 (標準: 中学 1 年相当女子から)	3 回	(1 回目を 0 月として以降 2 月後に 2 回目、1 回目を 0 月として以降 6 月後に 3 回目)
	9 価 HPV ワクチン: 小学 6 年から高校 1 年相当の女子	2 回	(1 回目を 0 月として以降 5 月後に 2 回目)

※1 か※2 のいずれかを接種

2) 任意予防接種

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

定期予防接種以外で、個別に希望するお子さんの保護者が医師と相談して接種できます。費用は、自己負担です。

- ◆ 任意予防接種 おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）やインフルエンザ など

3) 予防接種を受ける際の注意

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

予防接種日は、体調の良い日に受けることが原則です。お子さんの健康状況が良好でない場合は、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子さんが以下の場合には予防接種を受けることができません。

- ◆ 明らかな発熱の場合(通常 37.5 度以上をいいます)
- ◆ 重篤な急性の病気にかかっていることがあきらかな場合
- ◆ 受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシー(アレルギー反応の 1 つ)をおこしたことがある場合
- ◆ その他、かかりつけの医師が予防接種を受けないほうがよいと判断した場合

8 食育

「食育」とは、食事や食物に関する知識と選択力を身につけ、健全な食生活を実践することのできる人間を育てることです。食を通して、心身ともに健康で豊かな人間形成を推進します。

1) 親子食育教室

健康福祉課 健康増進係 ☎022-357-7449

親子が楽しみながら一緒に料理を体験し、食生活に関することを学ぶことで家庭での食生活のあり方を考え、改善できるように支援することを目的として実施します。

◆ 対象 幼児とその保護者

2) 小学生食育教室

健康福祉課 健康増進係 ☎022-357-7449

小学生が料理体験や食に関する学習を通して、自分の食生活について考え、実践できるように支援することを目的として実施します。

◆ 対象 小学生

9 各種手当・制度

子どもは元気に育てほしいものですが、とかく病気にかかりやすいものです。それに伴う医療費の負担を軽減するために助成を行っています。また、子どもを健やかに育てるには、家庭の生活安定が必要不可欠です。その一助として経済的な支援を行っています。

1) 児童手当

子ども未来課 児童福祉係 ☎022-357-7454

高校修了前（0歳～18歳になった最初の3月31日まで）の児童を養育する父母のうち所得が高い方（受給者）に、児童手当が支給されます。

（※父母のうち所得が高い方が公務員である場合、お勤め先でのお手続きとなります。）

○支給額（月額）

- ◆ 3歳未満 15,000円
- ◆ 3歳以上高校生年代まで 10,000円
- ◆ 第3子以降となる児童 30,000円

第3子以降とは？

受給者が養育する0歳～22歳（22歳到達後の最初の3月31日まで）のお子様をカウントする際に、第3子以降になるお子様のこと。

○支給月

偶数月の11日に支給となります。（※11日が土・日曜・祝日の場合は、その前の平日）

○現況届

毎年6月に現況届の届出が必要な方にのみ通知をしております。それ以外の方に関しましては届出不要です。

○手続きに必要なもの

- ◆ 受給者の口座情報（※受給者以外の口座には振り込む事ができません。）
- ◆ 受給者の社会保険証（※国民健康保険の場合は不要）
- ◆ 受給者・配偶者のマイナンバーが分かる書類及び本人確認書類（運転免許証等）
- ◆ 受給者と児童が別住所（別居監護）である場合は、児童が属する世帯全員の住民票（マイナンバー入り）が追加が必要です。
- ◆ 19歳から22歳年度末のお子様を第3子のカウントに含める場合には「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。対象のお子様の住所が町外にある場合は住民票かマイナンバーカードの写し（両面）を添付してください。

2) 子ども医療費助成

子ども未来課 児童福祉係 ☎022-357-7454

お子さんに係る医療費（入院・通院）のうち、自己負担分を助成します。

○受給対象者

- ◆ 18歳到達の年度末までの児童

○手続きに必要なもの

- ◆ 社保の場合、対象児童及び受給者の保険証（国保の場合は不要）
- ◆ 受給者・配偶者のマイナンバーが分かる書類及び本人確認書類（運転免許証等）
- ◆ 保護者の方の口座情報（通帳又はキャッシュカード）

3) 母子・父子家庭医療費助成

子ども未来課 児童福祉係 ☎022-357-7454

ひとり親の父母及び児童に係る医療費（入院・通院）のうち、自己負担分の一部を助成します。ただし、所得上限により、助成対象とならない場合があります。

○受給対象者

- ◆ 18歳到達の年度末までの児童を監護する父母

○手続きに必要なもの

- ◆ 受給者の口座情報（受給者以外の口座には振り込む事ができません）
- ◆ 社保の場合、対象児童及び受給者の保険証（国保の場合は不要）
- ◆ 受給者、同居する扶養義務者（親族）のマイナンバーが分かる書類及び本人確認書類（運転免許証等）

4) 児童扶養手当

子ども未来課 児童福祉課 ☎022-357-7454

ひとり親家庭等の生活安定と自立を促進し、児童の福祉の向上を図るため、18歳の年度末までの児童(又は、20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある方)を監護している母又は、監護し、かつ生計を同じくしている父若しくは養育者(祖父母など)が監護等している場合に支給されます。ただし、所得上限により、支給対象とならない場合があります。

○手続きに必要なもの

- ◆ 受給者の通帳
- ◆ 戸籍謄本
- ◆ 受給者・同居する扶養義務者(親族)のマイナンバーが分かる書類及び本人確認書類(運転免許証等)

※これ以外にも必要な書類をご用意いただく場合があります。

※申請を希望する方は、事前にお電話等によりお問い合わせください。

5) 特別児童扶養手当

子ども未来課 児童福祉係 ☎022-357-7454

精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を監護する養育者に支給されます。対象は、政令で定める1級及び2級の障害等級に該当する程度の障害を有する児童となります。ただし、所得上限により、支給対象とならない場合があります。

○手続きに必要なもの

- ◆ 受給者の通帳
- ◆ 戸籍謄本
- ◆ 医師からの障害認定診断書(指定様式)(省略できる場合があります)
- ◆ 受給者・同居する扶養義務者(親族)のマイナンバーが分かる書類及び本人確認書類(運転免許証等)
- ◆ 身体障害者手帳・療育手帳(お持ちの方のみ)

※これ以外にも必要な書類をご用意いただく場合があります。

※申請を希望する方は、事前にお電話等によりお問い合わせください。

6) 心身障害者医療費助成

健康福祉課 障がい福祉係 ☎022-357-7449

重度の障害のある方が必要な医療を安心して受けられるよう医療費の自己負担額を助成する制度があります。支給対象者は次のとおりです。ただし、所得上限により、助成対象とならない場合があります。

- ◆ 特別児童扶養手当1級に該当する方
- ◆ 身体障害者手帳1、2級(内部障害は3級も含む)を所持する方
- ◆ 療育手帳A(職親に監護されているBも含む)を所持する方
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方

○手続きに必要なもの

- ◆ 受給者の口座情報(受給者以外の口座には振り込む事ができません)
- ◆ 対象児童及び受給者の保険証
- ◆ 特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳、療育手帳(該当するもののみ)
- ◆ 受給者、同居する扶養義務者(親族)のマイナンバーが分かる書類及び本人確認書類(運転免許証等)

7) 障害児福祉サービス

健康福祉課 障がい福祉係 ☎022-357-7449

障害児への生活支援用具の給付や修理、及び自立支援サービスを受ける為の受給者証を発行します。

○手続きに必要なもの

- ◆ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等

※これ以外にも必要な書類をご用意いただく場合があります。

重度の障害児で、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます。なお、次の場合については、支給制限があります。

- ◆ 施設に入所している方
- ◆ 本人や扶養義務者の所得が基準額を超えている方
- ◆ 病院などで3か月以上入院している方

○手続きに必要なもの

- ◆ 受給者の通帳
- ◆ 世帯全員の住民票の写し
- ◆ 町県民税課税証明書または非課税証明書（申請する年の1月1日時点で住民登録がない場合）
- ◆ 医師からの診断書(指定様式)
- ◆ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(いずれかの該当する手帳をお持ちの方は手続きの際、持参してください)
- ◆ 公的年金を受けている場合はその証書

※これ以外にも必要な書類をご用意いただく場合があります。

9) 宮城県ゆずりあい駐車場利用制度

長寿社会課 地域福祉係 ☎022-357-7448

公共施設や商業施設には障害のある方や高齢者、妊産婦、けが人など歩行が困難な方のためにゆずりあい駐車場が設置されています。ゆずりあい駐車場の対象区画には案内標示が掲示されています。

利用者が対象区画に駐車するときには、宮城県が交付する利用証を車両に掲示します。

これまでは宮城県が利用証の申請窓口でしたが、七ヶ浜町も申請の窓口になりました。利用証には交付要件があります。詳しくは下記をご覧ください。



宮城県ゆずりあい駐車場利用証交付要件

対象者区分				交付要件			確認書類	
身体障害者	視覚障害			身体障害者手帳等	4 級以上		身体障害者手帳	
	聴覚障害				3 級以上			
	平衡機能障害				5 級以上			
	肢 体	上肢			2 級以上			
		下肢			6 級以上			
		体幹			5 級以上			
	不自由	脳原性運動機能障害	上肢機能		2 級以上			
			移動機能		6 級以上			
	内部障害				4 級以上			
知的障害者				療育手帳「A」			療育手帳	

精神障害者	精神障害者保健福祉手帳「1 級」	精神障害者保健福祉手帳
難病患者	特定疾患医療受給者 特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	各受給者証
要介護認定を受けた者	要介護状態区分が「要介護 1」以上	介護保険被保険者証
妊産婦	妊娠 7 ヶ月から産後 1 年 ※ 産後は乳児同乗の場合に限る	母子健康手帳
けが人又は病気の者	一時的に移動の配慮が必要であることを確認できる者	・医師の診断書・意見書等 ・本人確認書類 （運転免許証等）

○申請方法

- ◆ 受付窓口にある交付申請書に必要事項を記入します。
- ◆ 交付要件、氏名、住所を確認できる書類を提示します。
※ 手帳、受給者証、介護保険被保険者証、診断書等
- ◆ 代理で申請する方は本人確認書類を提示します。
※ 運転免許証、マイナンバーカード等

○受付窓口、お問い合わせ

- ◆ 七ヶ浜町 長寿社会課 地域福祉係 電話 022-357-7448
- ◆ 宮城県 保健福祉部 社会福祉課 地域福祉推進班 電話 022-211-2519

10) 不妊検査費・不妊治療費助成事業 子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

不妊を心配するご夫婦や子どもを望むご夫婦が不妊検査や不妊治療を受けた場合に、費用を一部助成します。

詳しくは町ホームページをご覧ください。⇒



10 各種相談

子育てには、喜びがある反面悩みも多いものです。「これでいいのか誰かに聞いてみたい」「誰かに話を聞いてほしい」そんな子育ての悩みについて、保健師や保育士等が相談に応じます。お気軽にご相談ください。

1) 乳幼児相談・訪問指導

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

乳幼児が心身ともに健全に成長するための指導・支援を行います。育児や栄養に関して電話や訪問などにより保健師や栄養士が相談に応じます。

◆ 対象 乳幼児の母親及び家族

2) 乳幼児発達相談

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

お子さんの発達促進と育児不安の軽減及び虐待予防の充実を図るため、町内の保育所や幼稚園との連携を図りながら、言葉の遅れ、心理発達、親子関係、育児不安、虐待防止などについて、臨床心理士(心理相談員)による個別相談を行います。

3) 子育て相談

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

子育てに関する悩み、迷い、不安、疑問など、どんな小さなことでもかまいません。ご相談ください。保健師、保育士がいつでも応じます。電話でも受け付けます。

4) すこやか健康相談

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

妊娠・出産に関すること、子どもの発育・発達や育児に関することなど保健師や栄養士が相談に応じます。

◆ 対象 妊婦、乳幼児と母親及び家族

5) 児童虐待の相談・連絡

子ども未来課 子育て支援係 ☎022-357-7454

宮城県中央児童相談所 ☎022-784-3583

子育ての悩みが虐待の原因になってしまうことは、特別なことではありません。誰もが子育てに悩むことがあり、放っておくと大変な状況になってしまうことがあります。早めに相談することで、解決する悩みもあります。また、困っている子どもや親は、自分で声をあげられない場合も多いものです。あなたの周りで気になるご家庭がある場合、「心配だ」「大丈夫かな」と感じる場合は、早めにご相談ください。ご相談者の情報等は守秘義務で守られます。

6) 町外の相談機関

家庭や学校での気がかりなことなどについて、相談に応じ問題の解決を援助します。

施設名	所在地	電話	内容・特徴など
宮城県中央児童相談所	名取市美田園 2丁目1-4	022-784-3583	お子さん(0歳から18歳未満)に関する相談に応じています。相談は無料です。相談の内容等は守秘します。
宮城県子ども総合センター	名取市美田園 2丁目1-4	022-784-3580	産後うつ病などのお母さんの診療・相談及び心の問題を持つお子さんや発達に心配のあるお子さんの診療・相談等を行います。
女性相談センター	仙台市宮城野 区安養寺三丁目7-1	022-256-0965	配偶者からの暴力に関する相談、女性の福祉に関する相談に応じます。
宮城県仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	塩竈市北浜4 丁目8-15	022-363-5502	心身の健康に関する相談、妊娠、出産、育児、子どもの発育・発達、病気に関する相談などに応じます。
宮城県総合教育研修センター	名取市美田園 2丁目1-4	022-784-3541	幼児・児童・生徒に関するあらゆる相談を本人、保護者、学校関係者等から受けます。特に、学校不応や子育てへの不安、非行などの相談を受けます。

7) 各種電話相談

子育てに関することなどの相談を電話にて行っています。お気軽にご利用ください。

施設名	電話	内容・特徴など
ママ・パパライン仙台	022-773-9140	子育て応援ダイヤルです。ひとりで悩まないで、子育て中の悩みや不安な気持ちを聴く専用電話です。 毎週金曜日 10時～16時
キャプネット・みやぎ	022-265-8866	子育てや子ども虐待等に関する相談や援助活動を行います。 月～土曜日の10時～13時
宮城県母子・父子福祉センター	022-295-0013	母子・父子家庭等が利用しやすい日曜日等に気軽に各種の相談に応じる電話相談を実施しています。 9時～17時まで(火・土曜日、祝日、年末年始を除く)

8) 各種 LINE 相談

相談先	QR コード	内容
【こども家庭庁】 おやこのための相談 LINE		子育ての悩み相談等
【宮城県】 せんだいみやぎ子ども・ 子育て相談		子育て・家庭・親子関係の相談等
【特定非営利活動法人 キミノトナリ】 みやぎの女性つながりサ ポート型支援事業	 上記サイトの PDF チ ラシから仙台北プロッ ク QR を読み取り	友達、学校、仕事、家族、介護、暴力、パートナー、妊 娠、育児、住むところがない、居場所がない、お金がない 等の相談

—MEMO—

—MEMO—

七ヶ浜町子育て支援ガイドブック 2025 年度版
発行 七ヶ浜町 子ども未来課
〒985-8577 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5 番地の 1 電話 022-357-7454
<https://www.shichigahama.com>